

記入上の注意

【保護者】の欄は、次によって記入してください。

- (1) 岡山市内に住所を有する保護者等を記入してください。
- (2) 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、下記は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②法人である未成年後見人
- (3) 連絡先には、日中連絡がつく電話番号を記入してください。

1. 在学する学校等の欄について

- (1) 現在通っている学校の入学年月について、記入してください。また、現在在学している学校とは別の高等学校等に在学したことがある場合には、「過去の高等学校等における在学期間」についても記入してください。
- (2) 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校（高等課程かつ、3年制の課程に限る）のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- (3) 「過去に在学した高等学校等」現在の在学している学校の前に在学していた学校等がある場合に記入してください。
- (4) 岡山市給付型奨学金を令和2年度～令和4年度に受給していた方は受給した年度に○をしてください。

2. 支払いを希望する口座の欄について

ゆうちょ銀行以外、ゆうちょ銀行の区分に応じ、欄内にご記入ください。

岡山市内に支店があり、現存する金融機関をご記入ください。

※廃止・統廃合等で現存しない場合振り込みができません。

3. 来年度の募集案内送付先について

令和6年度の募集開始に合わせて案内を送付します。電子メールでの申請書類の送付を原則としますが、メールアドレスがない場合は郵送します。ただし、来年度の給付を確定するものではありませんのでご了承ください。

添付書類

- (1) 2で記入した支払いを希望する口座の通帳の写し(口座番号等が記載されているもの)

見本



- (2) 申請者、保護者、生計を一とする世帯員 全員の住民票の写し ※続柄が入ったもの
- (3) (2)の住民票に記載のある人の課税証明書
 - ・課税資料なしの標記がないもの（住民税の申告を行ってください。）
 - ・義務教育終了前の人、令和5年4月1日現在18歳未満で就学中の方は不要です。
 - 18歳以上で就学中の人は、就学を証明する書類及び保険証の写しを添付し、保護者等の扶養家族であることが認められる場合は課税証明書の提出は不要です。
- (4) 申請者の健康保険証の写し（記号、番号、保険者番号を黒塗りにしてください）

※保護者等が未成年後見人の場合、未成年後見人であることが確認できる戸籍の写しを提出してください。

※家庭の事情（DV、離婚調停中など）によりやむを得ず、親権者、世帯員の住民票、課税証明書が提出できない場合、昨年一年間海外赴任等により国外に在住していた場合住民税が課税されない収入があった場合はそれぞれについて証明する書類を提出してください。

（書類の例）裁判所の保護命令の写し、調定申立書の写し、海外の収入を証明する書類（日本語訳をつけてください）

留意事項

※過去に国公立、課程、学科を問わず高等学校等を卒業し又は修了したことがある場合には、岡山市奨学金の受給資格はありません。

※児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が支弁されている場合には、給付対象外となります。